

臨時休校に伴う学童のお預かりについて

この度の新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として国の要請を受け玉東町では、3月9日（月）から15日（日）までの臨時休校を決定したことに伴い、下記のとおり臨時的に児童の居場所確保対策を行います。

申請にあたっては、公衆衛生上、原則自宅待機となっている状況での事業の趣旨をご理解いただき、利用についてご検討くださいますようお願いいたします。

臨時休校中は通常の学童保育は実施しておりませんので、現在学童保育に登録されている方についても申し込みが必要です。

- 1 対象者 同居の祖父母や中学生以上の兄弟がなく、保護者が医療職などの社会的要請が強い職業についている場合や、留守番をすることが困難な家庭もしくは近隣に中学生以上で児童の面倒をみる人がいない家庭の児童。
- 2 開設日時 学校が休校となる日の月曜日～金曜日の8時～18時
- 3 実施場所 中央公民館及び保健センター
- 4 利用料 8時～16時30分は無料。
16時30分～18時は1回500円
※時間延長は別途利用料が発生します。
- 5 申込方法 学童預かり事業利用申請書を令和2年3月4日（水）までに在籍校に提出願います。

※町で審査し決定次第、決定通知をします。虚偽があった場合は利用いただけない場合があります。

【この件に関するお問い合わせ先】

ふれあいの丘保健センター 担当 中川

TEL 85-6557

玉東町中央公民館 担当 村上

TEL 85-3609